



資料編



1. 計画の策定経過

年月日	会議名等	議事・内容等
平成25年 7月12日(金)	第1回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市子ども・子育て会議委員委嘱 ②丸亀市子ども・子育て会議について (会議の役割、会長及び副会長の選任) ③丸亀市子ども・子育て支援事業計画(案)の 諮問 ④子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成25年 9月10日(火)	第2回丸亀市子ども・子育て会議	①子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) について ②子ども・子育て支援についてのアンケート 調査について
平成25年 10月3日(木) ～22日(火)	アンケート調査	就学前及び小学生の保護者に対してアンケート 調査を実施し、子育ての状況や生活の実 態、教育・保育事業に対する量的及び質的な ニーズを把握した。
平成25年 11月15日(金)	第3回丸亀市子ども・子育て会議	①次世代育成支援行動計画(後期計画)の進 捗状況について ②丸亀市子ども・子育て支援事業計画におけ る区域設定について ③平成25年度スケジュールについて ④ヒアリング調査の実施について
平成25年 12月18日(水) ～19日(木) 平成26年1月10日(金)	ヒアリング調査	子育て中の当事者及び相談支援機関などにヒ アリング調査を実施し、主に発達障がいのある 子どもやひとり親家庭などの現状、ニーズ、 子育て支援の課題を把握した。
平成26年 2月22日(土)	丸亀市の子どもの未 来を考えるワーク ショップ	市民が市の現状をどのように捉え、今後どのよ うにしていきたいか、市民として何ができるか を考え、今後のより良い子育て、子育て環境づ くりの取組みについての協議・検討を行った。
平成26年 4月21日(月)	第4回丸亀市子ども・子育て会議	①ヒアリング調査、ワークショップの報告 ②アンケート調査結果について ③量の見込みについて
平成26年 6月2日(月)	第5回丸亀市子ども・子育て会議	①教育・保育の量の見込みについて ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み について
平成26年 7月7日(月)	第6回丸亀市子ども・子育て会議	①教育・保育の量の確保方策(案)について ②地域子ども・子育て支援事業の確保方策 (案)について ③条例等で定める各種基準について

年月日	会議名等	議事・内容等
平成26年 8月22日(金)	第7回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市子ども・子育て支援事業計画について(量の見込みと確保方策(案)) ②条例について ③パブリックコメントについて
平成26年 8月27日(水) ～9月26日(金)	パブリックコメント	就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について
平成26年 10月15日(水)	第1回丸亀市子育て支援推進会議	①平成22～25年度の丸亀市次世代育成支援行動計画(後期計画)進捗状況について ②新たな丸亀市の子育て支援対策の推進について
平成26年 10月27日(月)	第8回丸亀市子ども・子育て会議	①パブリックコメントの結果報告 ②丸亀市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況評価報告 ③新たな計画における施策体系(案)について ④「保育の必要性の認定に関する基準を定める規則(案)」について ⑤「丸亀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」について
平成26年 11月25日(火)	第9回丸亀市子ども・子育て会議	①(仮称)丸亀市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成27年 1月13日(火)	第10回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市子ども・子育て支援事業計画素案について ②新しい計画におけるネーミングについて ③パブリックコメントについて ④新制度における利用者負担額について
平成27年 1月23日(金) ～2月23日(月)	パブリックコメント	丸亀市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
平成27年 3月10日(火)	市長答申	丸亀市子ども・子育て支援事業計画(案)について





2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿

(任期:平成25年7月12日～平成27年7月11日)

区分	氏名	団体・役職名	備考
学識 経験者 (2名)	三野 靖	香川大学法学部 教授	会長
	松本 博雄	香川大学教育学部 准教授	
公共的 団体等 の 構成員 (5名)	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会 会長	副会長
	岡田 まゆみ	丸亀地区労働組合協議会	
	小嶋 朱	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会	
	谷河 孝明	ふれあい城坤(城坤コミュニティ) 会長	
	矢野 秀典	丸亀商工会議所 議員	
福祉 関係者 (5名)	高畠 多美子	丸亀市立保育所所長会 会長 (平成25年7月12日～平成26年3月31日)	
	児玉 幸子	丸亀市立保育所所長会 副会長 (平成26年4月1日～)	
	高木 明美	NPO法人 地域は家族・コミュニケーション 理事長	
	高橋 勝子	NPO法人 さぬきつずコムシアター 理事長	
	吉永 貴彦	丸亀市保育所保護者会連合会 会長 (平成25年7月12日～平成26年7月21日)	
	真室 幸太郎	丸亀市保育所保護者会連合会 会長 (平成26年7月22日～)	
教育 関係者 (5名)	鎌谷 敦之	丸亀市立小学校長会	
	松井 純子	丸亀市PTA連絡協議会 会計 (平成25年7月12日～平成26年1月16日)	
	塩田 幸一	丸亀市PTA連絡協議会 副会長 (平成26年1月17日～)	
	土井 マスミ	学校法人丸亀虎岳学園 丸亀城南虎岳幼稚園 園長	
	溝渕 浩司	丸亀市PTA連絡協議会 副会長 (平成25年7月12日～平成26年6月4日)	
	新井 由泰	丸亀市PTA連絡協議会 副会長 (平成26年6月5日～)	
	毛利 悦子	丸亀市立幼稚園園長会 会長	
公募 委員 (3名)	桑野 明美	公募委員	
	武田 孝三	公募委員	
	松原 香里	公募委員	

(敬称略・会長、副会長以外は区分ごと五十音順)

3. 丸亀市子育て支援推進会議設置要綱

(平成17年3月22日告示第20号)

改正 平成20年3月26日告示第17号 平成21年7月17日告示第20号
平成23年3月24日告示第10号 平成23年9月16日告示第53号
平成26年3月28日告示第19号 平成27年2月13日告示第7号

(設置)

第1条 本市における子育て支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、丸亀市子育て支援推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)「丸亀市子ども・子育て支援事業計画」に関すること。
- (2) その他子育て支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、こども未来部長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部長をもって充てる。
- 4 会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

一部改正[平成20年告示17号]

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議の事務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長が必要があると認めるときは、専門的な事項を審議させるため、会議内に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、こども未来部子育て支援課長とし、部会副会長は、部会長が指名した者とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



附 則

(施行期日)

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行の日前に、合併前の丸亀市子育て支援推進会議設置要綱（平成13年丸亀市要綱第5号）に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月26日告示第17号）抄

(施行期日)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日告示第20号）

この告示は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第10号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月16日告示第53号）

この告示は、平成23年9月16日から施行する。

附 則（平成27年2月13日告示第7号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会員

職名
総務部人権課長
健康福祉部福祉課長
健康福祉部健康課長
こども未来部子育て支援課長
こども未来部幼保運営課長
生活環境部市民活動推進課長
生活環境部スポーツ推進課長
生活環境部環境安全課長
建設水道部都市計画課長
産業文化部産業振興課長
教育委員会教育部総務課長
教育委員会教育部学校教育課長
教育委員会教育部学校給食センター所長
教育委員会教育部中央図書館長

一部改正〔平成20年告示17号〕

4. 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力を育成します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策1 遊び場・子どもの居場所づくり			
1-1-1	児童館事業	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	子育て支援課 人権課
1-1-2	遊び場の整備	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。	都市計画課
		地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	子育て支援課
1-1-3	地域子育て支援拠点事業	P53参照	子育て支援課 幼保運営課
1-1-4	子ども会活動等の団体活動	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所づくりに努める。	市民活動推進課
基本施策2 総合的な放課後児童対策			
1-2-1	放課後子ども総合プランの推進	P65参照	教育部総務課
基本施策3 いじめ・不登校対策			
1-3-1	いじめ・不登校等心の相談	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	学校教育課
1-3-2	教育支援センター	学校長からの依頼を受け、不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取り組みさせることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるように努める。	学校教育課
1-3-3	カウンセリング	被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	学校教育課
1-3-4	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育課



	取組み名称	内容	担当課
基本施策4 有害環境対策と非行等防止対策			
1-4-1	有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センターの育成だより「かめっこ」において携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発する。また、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	少年育成センター 学校教育課
1-4-2	情報モラル教育	小・中学校に対して、メディアへの過度な依存に対する情報モラル教育を推進する。	学校教育課
1-4-3	補導活動	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	少年育成センター
1-4-4	少年相談	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	少年育成センター
基本施策5 成人期に向けての健康づくり・保健対策			
1-5-1	小児生活習慣病対策	小学校4年生を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童を早期発見し、児童及び保護者に対して保健指導を実施する。また、必要であれば学校と協力して、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	学校教育課
1-5-2	性教育	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	学校教育課
1-5-3	思春期メンタルヘルス	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	学校教育課
1-5-4	思春期保健教育	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人形を使つての保育実習、講演会などを実施する。	学校教育課 健康課
基本施策6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進			
1-6-1	妊産婦の食育	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 生まれる前（マイナス1歳）から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	健康課

	取組み名称	内容	担当課
1-6-2	子どもの食育	教育・保育施設の子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識を知ってもらうための教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター
		食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。	市民活動推進課
基本施策7 人間性や個性を育む環境整備			
1-7-1	図書館事業	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	図書館
1-7-2	文化芸術鑑賞の機会の提供	美術館において親子を対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを開催したり、小・中学校において音楽鑑賞教室を実施する。	文化観光課
1-7-3	異年齢交流・異学年交流・世代間交流	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼保運営課 学校教育課
1-7-4	人権教育・啓発	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	幼保運営課 学校教育課
1-7-5	子どもの体力づくり	小・中学校において、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識をもたせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。	学校教育課
		丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。	スポーツ推進課



	取組み名称	内容	担当課
基本施策 8 総合的・継続的な障がい児支援			
1-8-1	発達相談	<p>子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保健師や保育士による相談を実施する。</p> <p>こども相談 子どもの心身の発達や情緒、行動などに不安のある親子のために児童心理司による相談を実施する。</p> <p>ことばの相談 きこえやことばの発達に不安のある親子のために言語聴覚士による相談を実施する。</p>	健康課
1-8-2	特別支援教育・障がい児保育	<p>障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。</p>	幼保運営課 学校教育課
1-8-3	発達障がい児支援	<p>NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。</p>	幼保運営課 学校教育課
1-8-4	障がい福祉サービス	<p>児童発達支援 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。（医療型は治療も行う。）</p> <p>放課後等デイサービス 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。</p> <p>保育所等訪問支援 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。</p> <p>障がい児相談支援 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。</p>	福祉課

基本目標Ⅱ 子育て家庭を応援します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策			
2-1-1	母子健康手帳などの発行	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	健康課
2-1-2	母子保健推進員・愛育班の育成・支援	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。	健康課
2-1-3	妊産婦の食育	【1-6-1再掲】	健康課
2-1-4	子どもの食育	【1-6-2再掲】	健康課ほか
2-1-5	妊娠期からの飲酒・喫煙対策	流早産や低出生体重児などの予防のために母子健康手帳発行や訪問指導の時に飲酒・喫煙について啓発する。	健康課
2-1-6	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	保健師や助産師が各家庭を訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。	健康課
2-1-7	産後支援事業	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。	健康課
2-1-8	妊婦・乳幼児健康診査	(妊婦健康診査についてはP59参照) 健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。	健康課
2-1-9	乳児家庭全戸訪問事業 〔こんには赤ちゃん訪問〕	P51参照	健康課
2-1-10	養育支援訪問事業	P52参照	健康課
2-1-11	妊産婦・乳幼児相談・健康教育	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	健康課
2-1-12	予防接種	病気にかからないように病気に対する抵抗力(免疫)をつくる。 ・BCG ・四種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ) ・MR(麻しん風しん混合) ・日本脳炎 ・ヒブ ・小児肺炎球菌 ・水痘	健康課
2-1-13	乳幼児の事故防止	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。	健康課
2-1-14	小児医療	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。	健康課



	取組み名称	内容	担当課
2-1-15	歯科保健	妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施する。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。	健康課
基本施策2 相談支援・情報提供			
2-2-1	利用者支援事業	P46参照	子育て支援課
2-2-2	家庭児童相談	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	子育て支援課
2-2-3	発達相談	【1-8-1再掲】	健康課
2-2-4	発達障がい児支援	【1-8-3再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-2-5	地域子育て支援拠点事業	【再掲】 P53参照	子育て支援課 幼保運営課
2-2-6	子育て支援情報ホームページの開設・運営	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育て支援課
2-2-7	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	【2-1-6再掲】	健康課
2-2-8	乳児家庭全戸訪問事業 〔こんには赤ちゃん訪問〕	【再掲】 P51参照	健康課
2-2-9	妊産婦・乳幼児相談・健康教育	【2-1-11再掲】	健康課
基本施策3 地域における多様な保育ニーズ等への対応			
2-3-1	待機児童の解消	P31参照	幼保運営課
2-3-2	乳児保育事業	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。	幼保運営課
2-3-3	時間外(延長)保育事業	P47参照	幼保運営課
2-3-4	一時預かり事業	P54・55・56参照	子育て支援課 幼保運営課
2-3-5	子育て短期支援事業 〔ショートステイ・ワイルドステイ〕	P50参照	子育て支援課
2-3-6	子育て援助活動支援事業 〔ファミリー・ヘルプ・センター〕	P58参照	子育て支援課
2-3-7	病児・病後児保育事業	P57参照	子育て支援課 幼保運営課
2-3-8	子育てホームヘルプサービス	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	子育て支援課

	取組み名称	内容	担当課
基本施策4 児童虐待防止対策			
2-4-1	人権教育・啓発	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	人権課
		【1-7-4再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-4-2	心の健康づくりと仲間づくり	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	健康課
2-4-3	要保護児童対策地域協議会	関係機関の代表者により構成される代表者会（年1回開催）、関係機関の職員で構成される実務者会（月1回開催）のほか、必要に応じ随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護、支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図る。	子育て支援課
基本施策5 家庭の教育力の向上			
2-5-1	家庭教育講座	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	市民活動推進課
2-5-2	子ども講座	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。	市民活動推進課
2-5-3	PTAとの連携	共通課題（小・中学生のスマホ等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い協働して課題解決に取り組む。	学校教育課
基本施策6 経済的支援			
2-6-1	こども医療費助成制度	中学校卒業（満15歳）までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	子育て支援課
2-6-2	丸亀市こうのとりの支援事業	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。	健康課
2-6-3	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。	子育て支援課
2-6-4	保育料の軽減	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。	幼保運営課



	取組み名称	内容	担当課
基本施策7 配慮が必要な家庭への支援			
2-7-1	ひとり親家庭自立支援	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	子育て支援課
2-7-2	発達障がい児支援	【1-8-3 再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-7-3	障がい福祉サービス	【1-8-4 再掲】	福祉課
2-7-4	多言語による情報提供	市民向け文書において多言語で対応する必要性がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	子育て支援課ほか

基本目標Ⅲ 地域の良さを活かした連携を推進します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策1 安全・安心なまちづくり			
3-1-1	交通安全施設の整備	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	建設課
3-1-2	交通安全指導・啓発	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	環境安全課
3-1-3	通学路のカラー化	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	建設課
3-1-4	不審者情報の提供	希望者へFAXで不審者情報を提供するとともに、注意を呼びかける。	環境安全課 少年育成センター
3-1-5	防犯パトロール	地域ぐるみで地域安全活動（自主防犯パトロール隊）が行われるよう支援する。	環境安全課
3-1-6	防犯意識啓発	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。	環境安全課
3-1-7	緊急避難場所「こどもSOS」の設置	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。	少年育成センター
基本施策2 子育てバリアフリーのまちづくり			
3-2-1	歩道等のバリアフリー化の推進	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、スロープの設置や段差の解消などを行う。	建設課
3-2-2	公共施設における授乳室等の整備促進	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなどの施設整備を促進する。	公共施設管理課
3-2-3	マタニティマークの活用	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	健康課
基本施策3 仕事と子育てが両立できるまちづくり			
3-3-1	男女共同参画の推進	男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行う。	人権課
3-3-2	労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	産業振興課



	取組み名称	内容	担当課
3-3-3	勤労者の福利厚生と企業への啓発	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	産業振興課
基本施策4 人材育成・支援			
3-4-1	子育てボランティアの育成・支援	地域子育て支援拠点施設などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	子育て支援課 幼保運営課
3-4-2	地区組織・人材育成の仕組みづくり	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り子育て家庭を支える地域づくりを支援する。	健康課 子育て支援課 市民活動推進課
3-4-3	子どもの体験活動等に関わる団体等への支援	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	市民活動推進課
3-4-4	子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター〕	【再掲】 P58参照	子育て支援課

5. 用語の解説

力行

乖離 (カイリ)

もともと一つであるべきものや本来近い関係のものが、離ればなれになっていることや、結びつきが離れた状態になっていることです。

学習障害 (ガクシュウショウガイ)

全般的な知的発達に遅れはないにも関わらず、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

確保方策 (カクホウサク)

「量の見込み (ラ行参照)」に対する提供体制のことです。

協働 (キョウドウ)

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動することです。

現物給付 (ゲンブツキョウフ)

病気やケガなどで保険証を提示して医療機関で受ける診察や薬など、医療そのもので支給されること。つまり、医療機関の窓口で自己負担なく治療等を受けられることをいいますが、この計画では以下の意味で使用しています。医療機関などに妊婦一般健康診査等受診票を提示することにより、一定金額の範囲内で健診を受けることができます。この、健診を受けるという行為が“現物”と表現されています。

コーホート変化率法 (コーホートヘンカリツポウ)

各コーホート (同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団) について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法です。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的となっています。

コーホート要因法 (コーホートヨウインポウ)

各コーホート (同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団) について、「自然増減」 (出生と死亡)、及び「純移動」 (転出と転入) という二つの「人口変動要因」について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のことをいいます。

子ども・子育て関連3法 (コドモ・コソダテカンレンサンポウ)

「子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成24年法律第66号)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成24年法律第67号)」の3法を指します。幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の根拠法となります。

子どもの貧困率 (コドモノヒンコンリツ)

子ども全体に占める、等価可処分所得 (世帯の可処分所得 (収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入) を世帯人員の平方根で割って調整した所得) が一定基準 (貧困線) に満たない子どもの割合のこと。貧困線とは、全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD (経済協力開発機構) の作成基準に基づいています。

サ行

産褥期 (サンジヨクキ)

妊娠、分娩によっておこった母体の変化が妊娠前の状態に戻るまでの期間のことで、産後6~8週間をいいます。

私学助成 (シガクジョセイ)

国が、法令に基づき私立の大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に対して補助を行っています。確認を受けない幼稚園に対する私学補助については、都道府



県が私立幼稚園に補助した場合、国がその一部を補助することになります。子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、国はこれらの財政支援の充実に努めていくこととしています。

視線誘導標 (シセンユウドウヒョウ)

車道の側方に沿って設置することで、道路の線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う標識などをいいます。

指定管理者制度 (シテイカンリシャセイド)

地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。公の施設の管理・運営に民間などのノウハウを導入することで、効率化を目指しています。

児童養護施設 (ジドウヨウゴシセツ)

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいない子どもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定します。入所対象者は、原則として1歳から18歳となっています。

就園奨励費補助 (シュウエンショウレイヒホジョ)

国の補助を受け、私立幼稚園に通園している幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、市民税の所得割課税額等に応じて補助金を交付します。補助金の交付対象者は、市内に住所を有する幼児が通園し、かつ、保育料及び入園料の減免を実施している施設型給付を受けない私立幼稚園の設置者となっています。

障害者基本計画 (ショウガイシャキホンケイカク)

障害者基本法に基づく、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。同法第11条において、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況などを踏まえ、市町村障害者計画を策定しなければならない。」とされています。本市では、平成26年度中に、平成27年

度～32年度を計画期間とする「丸亀市第2次障がい者基本計画」を策定します。

障害福祉計画 (ショウガイフクシケイカク)

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障がい福祉サービス等の量の見込みや確保方策を定めた計画。同法第88条において、国の基本指針に即して、市町村は障害福祉計画を定めることとされています。本市では、平成26年度中に、平成27年度～29年度を計画期間とする「丸亀市第4期障がい福祉計画」を策定します。

償還払い (ショウカンバライ)

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいいますが、この計画では以下の意味で使用しています。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度をいいます。

身体的虐待 (シントイテキギヤクタイ)

子どもに対する身体的虐待は、保護者が子どもに外傷の残る行為（殴る蹴るによるあざや骨折に至ること、刺し傷や火傷を負わすことなど）や、生命に危険のある行為（食事を与えない、一室に監禁する、冬場に外へ締め出す、首を絞める、口を布団などで塞ぐなど）をすることを指します。

心理的虐待 (シンリテキギヤクタイ)

子どもに対する心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しく兄弟姉妹間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家のことをいいます。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じます。

スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいいます。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応します。

夕行

第一義的な責任 (ダイイチギテキナセキニン)

「最も重要な責任」という意味です。子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、教育基本法、児童の権利に関する条約などにおいて、父母その他の保護者は、子どもに関して第一義的な責任を有するとされています。

待機児童 (タイキジドウ)

子育て中の保護者が、保育所または青い鳥教室(学童保育施設)に入所申請をしているにも関わらず、入所できない状態にある児童をいいます。保育所待機児童についての国の定義では、家庭的保育事業・特定保育を利用している場合、認可外保育施設に入所している場合、第1希望の保育所でないなどの理由により転園希望が出ている場合、産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような入所予約の場合、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合(私的待機)などは待機児童に含めないこととなっています。

P18に記載の本市の待機児童数には、「私的待機・求職中」を含んでいます。国の定義による本市の保育所待機児童数は平成25年度末時点で6人です。

厚生労働省はこれまで明確に定まっていなかった待機児童についての定義を、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて見直し、全国で統一する予定です。新しい定義では、「保育の必要性の認定を受けて入所を申し込んだが利用していない児童」と定めることとしており、これまで定義に含むかを各自治体に委ねていた認可保育所以外の認定子ども園(保育所機能部分)や小規模保育に入所を申し込んだが利用していない児童なども一律に対

象に含めることとしています。

地域福祉計画 (チイキフクシケイカク)

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画です。

注意欠陥多動性障害 (チュウイクケツカンタドウセイショウガイ)

「集中できない(不注意)」「じっとしてられない(多動・多弁)」「考えるよりも先に動く(衝動的な行動)」などを特徴とする発達障がいです。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常7歳以前に現われます。

特別支援教育 (トクベツシエンキョウイク)

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行います。

DV (ドメステック・バイオレンス)

配偶者や内縁関係、元夫婦や恋人など、身近な立場の人から受ける暴力のことです。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力(交友の制限など)、経済的暴力(お金を渡さない)なども含まれます。

ナ行

認可定員・利用定員 (ニンカテイイン・リョウテイイン)

認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数で、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされています。(この計画では、量の見込みに該当します。)

各施設や事業へ支払われる給付額は、定員によって積算され、実際の児童数が認可定員より少ない場合、実際に必要な運営費より少ない額の積算となることから、新制度では利用定員と認可定員の



2つの考え方を採用しています。

認定こども園 (ニンテイコドモエン)

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。認定こども園制度は平成18年10月にスタートしました。認定こども園には、次の4つのタイプがあります。

● 幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が一体となって教育と保育を一体的に提供する施設。これまでは、幼稚園部分と保育所部分それぞれに、認可・指導監督・財政措置が行われていましたが、新制度下では、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の認可施設となります。

● 幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設。

● 保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設。

● 地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

ネグレクト

無視すること、ないがしろにすることで、子どもに関しては、適切な養育を親が放棄することをいいます。例えば、子どもに食事を与えない、身なりが清潔でない、乳児が泣いていても無視する、学校へ行かせない、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかって子どもの情緒を不安にさせるなどの行為のことで、これによって、子どもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれています。

八行

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表

示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにする機能です。総務省は、平成16年度から携帯電話向けにもパソコン並のフィルタリング機能を実現するため、携帯電話各社と連携して研究開発を行いました。携帯電話各社は利便性の高いフィルタリングサービスを提供しており、国（総務省）や自治体は、有害情報から子どもを守るため、積極的に利用促進を図っています。

母子生活支援施設 (ボシセイカツシエンシセツ)

児童福祉法に定められる施設で、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」とされています。

マ行

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期ですが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」などさまざまな苦勞があります。

そこで、国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表しました。マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。「マタニティバッジ」は、マタニティマークをデザインしたバッジであり、このほか、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがあります。



丸亀市母子保健計画 (マルガメシボシホケンケイカク)

「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく計画。市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性などについて検討を加え、

地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けて計画を策定し、効果的な母子保健対策の推進を図ることとされました。平成17年度以降は、母子保健計画を次世代法の市町村行動計画の一部として組み込むこととされたため、今回、「丸亀市母子保健計画」の内容を包含してこの計画を策定しました。

ラ行

利用定員 (リョウテイイン)

「認可定員」の項を参照

量の見込み (リョウノミコミ)

ニーズ調査結果及び国から示された「算出の手引き」に従い推計した各事業の必要量のことをいいます。

ワ行

ワークショップ

ももとは「仕事場、工作室」を意味しますが、通常の形式ばった会議の進め方ではなく、参加者がワイワイ、ガヤガヤと創造的に意見やアイデアを出し合い、参加者の意思を共通化するための「場」のことをいいます。人の話を聞くだけでなく、参加者各自が「発想し、提案し、作業する」ことにより、参加者全員で目標の達成に向けた作業を行います。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和がとれている状態です。両者の調和をとることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいいます。



～丸亀市子ども・子育て支援事業計画～

丸亀市こども未来計画

発行日／平成27年(2015年)3月

発行／丸亀市

編集／丸亀市こども未来部子育て支援課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

TEL 0877 (24) 8808

URL／<http://www.city.marugame.kagawa.jp/>